



支部ニュース

発行者

〒231-0026
横浜市中区寿町1-4
神奈川労働プラザ7階

(一社) 日本労働安全衛生コンカナ会
神 奈 川 支 部
Tel/Fax 045 633 3618
E-mail : info@conkana.org
URL : http://www.conkana.org/

発行責任者
森山 哲

事業部会活動報告

事業部会会長 吉久 功三

会員の皆様には日頃から事業部会の活動にご協力をいただき大変ありがとうございます。皆様のご協力により、事業部会としてはこの1年間順調に活動することができ、特別部費がこれまででない増収を図ることができました。

まず昨年の4月に神奈川労働局の安全・衛生管理特別指導事業場（安特）の説明会に支部長以下支部幹部が出席し、「改善計画の立て方」について講演する時間をいただきました。その結果、労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部の指導を希望する事業場が7事業場と久しぶりに盛況で、

指導業務を希望する多くの事業部会会員の方々に担当していただくことができました。更に、5月中旬になつて2事業場から「自社で改善計画書の作成ができない」等の理由で、追加で指導要請がありました。急遽、担当するコンサルタントを選任し、10日間位しか時間のない中で、改善計画書を労働基準監督署から指示のあった5月末までに間に合わせ、お客様のご希望に添えることができ、神奈川支部事業部会の底力を見せることができました。

安特については会員の皆様から神奈川労働局及び労働基準監督署に足を運び、日頃からのコミュニケーションを図っており、担当官の方から神奈川支部を勧奨していただけるよう事業部会のレベルアップを更に図っていきたいと思います。事業部会の活動の大きな柱である公募については、一般公募が26件、指名公募が11件の合計37件ありました。この内訳の中で約1/3に当たる13件が長期契約に結びつく顧問契約等でした。

依頼内容の主なものとしては、安全指導が10件、安全衛生講話が7件、研修会講師が6件、安全診断が5件等となっています。これまでは中小企業からの依頼が多かったのですが、令和元年度は大手企業の6社から安全指導、安全診断等の依頼も来ています。この中で神奈川県に本社がある会社2社から全国の事業所の安全診断を依頼されています。この安全診断は数が多いことと地方の事業所もあるのでプロジェクトチーム（4〜6人）を立ち上げて、対応しています。この安全診断ではお客様から「診断員による評価基準のばらつきをできるだけ少なくすること及び改善につながるアドバイスをして欲しい」との要望がありました。これに対応するためにメンバー間の連絡を密にして、コミュニケーションを図り、担当者による診断の差が少なくなるようにしました。これらのプロジェクトは初年度の活動が評価され、今後も引き続き受託の予定です。

今年の4月から改正健康増進法が全面施行となり、煙草が吸える場所のルールが変わってきましたが、これに伴い受動喫煙に関する技術アドバイザーの仕事が増えています。令和元年度からは、東京支部からの依頼で東京都内に労働衛生コンサルタントが応援に行っていますが、令和2年度からは横浜市でも受動喫煙対策が始まり、労働衛生コンサルタントで特に衛生工学の人の活躍する場が増えてきています。

このように安特及び公募での仕事が増えたお陰で、特別部費の収入もこれまでにない額となり、初めて200万円を超えることができました。支部活動を活発にしているためには、財政基盤をしっかりとすることが大切です。そういう意味では会員の皆さんの仕事が増えて特別部費が増えることは今後、会員皆様の活動に弾みがつくものと考えます。

今後は、新しく入って来た事業部会会員のみならず、早く活躍できるように、サポートしていきたいと思っております。

研修委員会活動報告

研修委員会会長 赤松 由道

○支部研修会について

令和元年度支部研修会は、表1のとおり実施しました。毎回20〜30名程度の参加を頂き、ありがとうございました。

令和元年度の研修は、第5回目、第8回目研修を10月と3月にそれぞれ予定していましたが、台風19号と新型コロナウイルス対応の影響で、第5回目は1月に延期、第8回目は中止になってしまいました。研修参加予定者及び研修講演者の方々には大変ご迷惑をお掛け致しました。この場を借りてお詫び申し上げます。

今年度も、従来通り研修会を開催する予定ですが、新型コロナウイルス対応でその都度の対応を求められることも考えられ、会員の皆

様にはご迷惑をお掛けする場合がありますが、スケジュールの調整可能な限り参加願います。

○支部研修会について

見学会実施については、次の施設を見学し、相互研鑽に努めました。

●労働安全関係

日時：令和元年10月3日

(木)

参加人数：23名

場所：(一財)海上災害防止センター防災訓練所(第2海堡)

●労働衛生関係

日時：令和2年2月25日

(火)

参加人数：11名

場所：(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所

表1 令和元年度 支部研修会開催状況

回数	月 日	テーマ	講 師	受講者数
1	6月14日(金)	1. 令和元年度神奈川労働局重点施策 (安全関係) 2. 令和元年度神奈川労働局重点施策 (健康関係)	神奈川労働局労働基準部 安全課長 石井 登 様 神奈川労働局労働基準部 健康課長 安部 昭彦 様	40名
2	6月29日(土)	1. 職場における熱中症予防対策～無知と無理で起こる熱中症～ 2. 林業の現状とこれからの安全活動	大塚製薬(株)横浜支店 谷本 芳和 様 事業部会員 山下 和雄 様	21名
3	7月27日(土)	1. 職場における受動喫煙防止対策に係る概要等 2. 働き方改革関連法の施行と労基署対応	事業部会会員 矢崎 麻純 様 森井労働法務事務所 森井 博子 様	20名
4	9月28日(土)	1. 監督署非常勤職員としての勤務体験から得たこと 2. 機械安全	事業部会会員 前山勝己、阿部丈夫 様 労働安全衛生総合研究所機械システム 安全研究グループ総括研究員 清水 尚憲 様	38名
5	11月16日(土)	1. 切傷しにくいカッターナイフ 2. 最近の安全衛生関係の裁判事例 等	オルファ(株)営業企画本部国内営業グループ 東日本担当 森 正太郎 様 横浜エスデート法律事務所 弁護士 篠田 貴和 様	20名
6	12月 7日(土)	1. 安全保護帽 等 2. 化学プラントにおける爆発災害の予防対策等	株式会社谷沢製作所 川尻 直弥 様 三菱ケミカル株式会社 徳竹 修一 様	24名
7	1月18日(土)	1. 局排等換気装置及び保護具 等 2. 非常停止装置の機能 等	興研株式会社 畑 豊和 様 前IDEC株式会社 井上 洋一 様	28名
受講者合計				191名

総務委員会の活動を振り返り

総務委員会委員長 秋谷 泰男

支部会員の皆様、今回は総務委員会の活動について報告をいたします。

本年度は一昨年度の支部規程の改訂と今年の事務局長交代の中で支部運営をスムーズに行えるように努めてきました。

①各種規程の見直し
本年の総務委員会の活動は次のような活動でした。

支部の各種規程や細則の見直しを行い、ホームページにアップしました。内容は、支部会員ページにパスワードを入力して閲覧ができません。

②支部財務見通しの検討

支部活動は財務基盤がしっかりしなくては活発な活動が出来ません。支部会員数は15年前をピークに減少してきていましたが、幸い最近5年間は180数名で減少傾向が止まってきました。大変ありがたいこと

です。また収入の主体である会費収入は、事業部会費が微増になり、事業部会費収入の減少傾向が止まりました。また顧客からの業務依頼が多くなり、特別費収入が大幅に増加することが出来ました。特徴は数年前までは講習会講師や安全診断などスポット業務(一時的業務)でしたが、年間顧問契約や神奈川県内所在の大手企業本社からの大規模業務依頼など増えています。

③ホームページ運用管理

支部ホームページ(H.P)の内容が、法令改正などにより陳腐化してきた箇所が散見されてきました。その為H.P委員会に於いて見直し作業を行いました。先ずH.P委員会に於いて「業務案内」内容の各項目を拾い上げ、見直し担当区分を設定しました。その後事業部

会会員に「HPリニューアルボランティア」募集を呼びかけお願いを行いました。日常多忙な会員の多数の方々から積極的なご協力いただきました。ボランティアの方から現在の内容の見直し提案をいただき、その後査読委員により提案原稿を査読いただき完成し、HP委員会によりアップ作業をしていただきました。まだ全内容が終了していませんが次年度継続していく予定です。長年の懸案事項でしたが先ずは第一歩が出来たこと

とは大変良かったと思っております。ご協力の皆様大変ありがとうございます。④支部活動に対する手当・交通費の検討

神奈川県支部は支部設立以来36年間役員等に対して、役員手当や会議手当や交通費を支払ってこなく、全てボランティア活動で維持してきました。多忙な中で支部活動に参加されていますので手当や交通費の支払いをしてはどうかと数年前より意見があり、総務委員会に於いて検討を行いました。

【令和2年度定期総会の開催方法変更について】

支部会員の皆様、新型コロナウイルスで緊急事態宣言が発せられましたが、いかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルスに対する自粛が今後も長く引く予想のため、4月の幹事会において、6月19日に予定されている令和2年度定期総会の開催方法を変更することを協議する予定です。従来方式の出席者プラス委任状による開催ではなく、「書面審議方式」の予定です。詳細は別途案内いたしますので、宜しく願います。

先ず東京、千葉、埼玉各支部の状況をヒアリング調査しました。各支部それぞれ支部の事情に合わせ何らかの額を支払っています。次に支部の財務状況を平成20年度より調査分析し、報告をまとめました。

⑤事務局長の交代
報告書を常任幹事会で検討した結果、手当と交通費を支払う必要性はあるが、次年度は行わないこととなりました。今後の継続検討事項になります。

本年は支部活動の事務を掌る事務局長の交代がありました。令和2年7月まで15年間の長きにわたり勤務された辻英雄事務局長が退任されました。支部活動を長い間事務局長として支えていただき大変ありがとうございました。横浜へお出掛けの際は、ぜひ支部事務局へお立寄りください。後任は鈴木潔事務局長となりました。会員の皆様前任者同様よろしくご支援ご指導をお願いします。

特別寄稿

「海上災害防止センター 防災訓練所」

現地見学会 散文録 渡辺 忠夫

昨年(木)の十月三日(木)の心地よい秋風が吹き抜ける秋天のもと、神奈川支部安全見学会が開催されました。参加人数は二十三名の支部会員他のメンバーでした。実は本稿の投稿に際し、本年の二月下旬に編集担当の田中先生より依頼を受けた所でしたが、見学会当初は本誌への投稿等を全く考へて居なかつた事から、見学会と云いながら実は秋の遠足気分に参加したものでありました。(本人笑い)よって、メモや資料および記憶まで頭の中からすっ飛んでいける何も無い状態でしたが、記憶を辿りながらやつの想いで筆を動かすことが出来ました。(痴呆によるボケはまだまだで安心か?)

作稿に際しては色々他の参加メンバーの方からご協力を頂いて纏めさせて頂きました。お忙しい中ご協力を頂いた方には心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。本当にありがとうございます。

「第二海保」付近は、私が三十年ほど前に良く海釣りに来ていた場所。当時はビール瓶ほどのアイナメやカサゴなどが多く釣れていた所であったが、(現在はこの数年全く海釣りをしていない)当時からのどの程度変化して来たか見てみたい所も研修に参加する第二の目的でもありました。

ところで海上災害防止センターとは、海上災害の発生及び拡大の防止のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務、海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的として設立された一般財団法人です。

まず、見学会は、海上災害防止センター横須賀研修所の現地集合で午前十時過ぎに始まり、午前十一時半まで所長より海上やコンビナートでの大規模、危険な状況での火災災害消火活動などについての絶妙な座学による説明と質疑応答がありました。その後、研修所内で各自持参の昼食をとり、十二時半からチャーターの連絡船「シーフレンド一号」に乗り込んで「第二海保」へと移動しました。

「第二海保」付近は、私が三十年ほど前に良く海釣りに来ていた場所。当時はビール瓶ほどのアイナメやカサゴなどが多く釣れていた所であったが、(現在はこの数年全く海釣りをしていない)当時からのどの程度変化して来たか見てみたい所も研修に参加する第二の目的でもありました。

ところで海上災害防止センターとは、海上災害の発生及び拡大の防止のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務、海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的として設立された一般財団法人です。

まず、見学会は、海上災害防止センター横須賀研修所の現地集合で午前十時過ぎに始まり、午前十一時半まで所長より海上やコンビナートでの大規模、危険な状況での火災災害消火活動などについての絶妙な座学による説明と質疑応答がありました。その後、研修所内で各自持参の昼食をとり、十二時半からチャーターの連絡船「シーフレンド一号」に乗り込んで「第二海保」へと移動しました。

さあ上陸というときに起きた私の失敗談を一つ話します。

連絡船「シーフレンド一号」は大型のためか、または「第二海保」の船着き場の海底が浅く直接接岸出来ないためか不明では有るものの、連絡船から小型船に乗り移ってから、その後の上陸するものでありました。岸壁に接岸していた小型船に連絡船が接船し、先頭から上陸を開始しましたが、私のアクシデントはこの時に起きたのです。

私は常時、腰ベルトにホック止めの小さな小銭入れのポシェットを取り付けていますが、大型の連絡船ではデッキ上も広く何の問題も有りませんでしたが、殆ど人が移動し上陸をして小生が小型船に移り移って、その狭いデッキ上を歩いているときに、歩幅すれすれのデッキのためポシェットのホックが外れて船壁の外の海上に落ちてしまいました。このポシェットには、重い小

銭は入れてなく、軽い紙幣を入れていたのですが、(本人笑い)慌ててポシェットが落ちたと叫んだため、近くにいた船員さんたちが近づいてきました。私は海釣りに際して、海に物を落とすことが時々あり、その際にタモ、タモと叫んでよく人に拾って貰うことが有り、その時もタモ、タモと叫んでいました。当然釣り船ではないためタモが有る訳でもなく、船員さんたちが数名でロープの引き寄せ等で扱うカギ棒を持ってきて、半ば海に沈みかけているポシェットを拾い上げてくれました。船員さんたちには感謝&感謝の雨あられです。この様な場所での即座の危険要因を認知する感性が鈍って来たのかと再認識をしたところ。後でポシェットの中を見たら、財布の中の一万円札がびしょびしょになっていました。(嬉し涙です)

こうして実技消火訓練の見学会がスタートしました。実技訓練は、コンビナートやタンカー等の石油、ガス、危険物等の火災等を想定した実技訓練であり、指揮者の号令一下に対し、コザック隊の兵士が一挙手一投足を合わせて行動するよくな仕草が圧巻でした。また、ガス爆発による火災の消火訓練は生々しい火災や爆発音などの大迫力と共に観察することができ、大変貴重な体験となり、音と匂いの凄まじさで危険の矢面に立っていることが肌で感じることが出来ました。

「第二海保」の最後には、見学会参加者で集合写真を撮り、連絡船に乗り込み「第二海保」を後にしました。



連絡船「シーフレンド一号」は、遊覧船並みのデッキ上に見学者用の座椅子が設置されている豪華な船であり、海上は静かで船酔いをする人もなく、「猿島」を左に見ながら横須賀港、東京湾と三十分弱の秋の遠足気分が満喫できる船旅となりました。

なりました。

その後、富津岬の新日鉄や東京電力等の工場群が見えるとともに、「第二海保」が前方に近づいてきました。「第二海保」は、周囲の岸壁が連壁杭のコンクリート構造で固められており三十年ほど前のテトラポット構造とは一変しており見た目からすると海上の要塞か大型戦艦のような様相を感じました。



定した実技訓練であり、指揮者の号令一下に対し、コザック隊の兵士が一挙手一投足を合わせて行動するよくな仕草が圧巻でした。また、ガス爆発による火災の消火訓練は生々しい火災や爆発音などの大迫力と共に観察することができ、大変貴重な体験となり、音と匂いの凄まじさで危険の矢面に立っていることが肌で感じることが出来ました。

「第二海保」の最後には、見学会参加者で集合写真を撮り、連絡船に乗り込み「第二海保」を後にしました。



最後に、長老の齋嶋先生の挨拶を持って見学会を終了しました。

神奈川支部としては、初めて有料参加費(通船代)を徴収しての見学会でしたが、海上防災センターでの減多に得られない貴重な見学会に加え、絶好の天候に見恵まれた気持ちの良い海上クルーズを堪能できたことは幸運で有り、大いにお得感のある忘れられない一日になりました。

計画し実行下さった皆様、ありがとうございました。



「第二海保」の最後には、見学会参加者で集合写真を撮り、連絡船に乗り込み「第二海保」を後にしました。

支部見学会への参加のお願い

神奈川支部では、支部会員の相互研鑽及び親睦の目的で、年2回(安全主体一回、衛生主体一回)の見学会を計画しています。

投稿記事の如く、敬老会の遠足感覚の行事ですが、専門分野以外の安全・衛生の情報を身をもって見聞きするのに適した機会です。

支部会員の皆様におかれましては、ご多忙のこと存じますが、是非とも参加して頂きたいと思っております。

神奈川支部ホームページ（以下 支部HP）を日頃から閲覧、ご利用いただいております多くの皆様、また運営にご協力をいただいております皆様にお礼を申し上げます。

総務委員会の支部HP管理チームにおける約1年半に渡る活動状況を報告し、今後に向けた課題と抱負について報告いたします。

支部HPは、開設時から現在に至るまで、支部会員有志のボランティアによって構築され、支えられてきた情報サイトです。

支部HPでは、コンサルタント業務の理解度向上に大きな効果を上げてきた「業務案内」ページをはじめとして、会員コンサルタントの皆様に関係性の深い情報を、外部の事業場ユーザー様等に向け発信すると共に、支部会員と支部との間の情報流通ツールとしての役割も期待されています。支部会員の皆様、是非支部HPの掲載内容をご確認

神奈川支部ホームページ管理活動報告

総務委員会支部HP管理チーム 内沼 創一朗

いただき、忌憚のないご意見をいただけて幸いです。

また、HP閲覧ユーザー（支部会員並びに外部来訪者）に向けた情報サービスにおいて大切なのは、先ずは信頼できる情報サイトと受け取っていただくことと考えます。このためにはクリックしたリンク先が切れている、更新されない過去の情報ばかりが表示される等をユーザーに感じさせないこと、トピックスの情報揭示要求に迅速に答えることなどを念頭に、HPの維持作業を行っています。

会員名簿、支部規程等をはじめとする各種のダウンロード資料類についても、現物資料が更新されたときは遅滞なく差し替えを実施しています。今下期は、上述の基本的

なHP維持管理業務に加え、支部HPの最重要コンテンツとも言える「業務案内」ページの見直しプロジェクトを、事業部会会員有志のボランティア協力が進めることが出来ました。多忙なメンバーによる業務外活動であり、今年度末の完了とはなりませんでしたが、来年度前半にはリニューアルできる見込みです。

HP管理チームでは、支部HPのコンテンツ維持更新が業者に依頼せず、最低限必要なスキルについてHP管理チームで独自にできるように、チームの会合の度にテーマを持ち寄ってメンバーで研修してきました。たとえば、会員ページの日程表をチーム内で自由にアレンジして提供できるのも成果のひとつと言えます。これは更新作業のスピード

アップ化と経費節約の効果になります。

支部HPの今後に向けてですが、コンサルタント業務をさらに広く活用いただける様、各業種の事業者様等に、今まで以上に有用な情報を発信して行くと共に、特に支部会員の皆様にとっても価値ある情報ツール、情報源に進化してゆくことが懸案課題と考えます。

これらの役割を果たすための支部HPは、情報の「入れ物」として大きな不足はないと考えます。何（情報コンテンツ）を入れ、活用してゆくのが問題です。肝心なのは、何にどの様に利用するのか、ニーズとアイデア次第と考えます。

支部会員の皆さん、支部HP管理チームに参加を高めると共に、HP作成スキルを勉強し、自社

なお、支部HP用の契約サーバー関係業務として、会員IDパスワード発行、支部メールアドレス管理等を並行して行っています。

総務委員会所轄の支部事務局におけるIT系管理支援として、メール関連トラブル対応、PC情報バックアップ体制の見直しを実施しました。

本HP管理チームも役割の幅が広がりつつあり、来年度は若干名の新メンバーを加えパワーアップ出来ればと考えております。

神奈川支部会員の皆様、支部HPへのご意見・ご感想と、運営へのご協力を今後ともよろしくお願い申し上げます。

支部HP管理チーム参加のお願い

し、チーム員との交流をのHP作成を目指しましょう。深め、情報ネットワーク

化学物質リスクアセスメント支援事業関係の報告

コーディネーター 藤原 政志

化学物質のリスクアセスメントは、一定の危険性・有害性が認められた化学物質（2020年4月1日時点では、673物質）を使用する場合、業種・事業場の規模に係わらずその実施が義務付けられ、2016年6月から施行されてい

ます（改正労働安全衛生法第57条の3）。

当支部では、2019年度も、厚生労働省委託事業の「化学物質リスクアセスメントの訪問支援」活動を支部会員12名で行いました。

具体的活動としては、リスクアセスメントの方法が分からない、現在行っているリスクアセスメントの問題点を教えてほしい、化学物質を使用している現場で改善点を教えてほしい、など相談者の要求に対応する

訪問支援を行います。

相談内容は、化学物質に関する初歩的な疑問から高度な質問へと広範囲に渡ります。整理すると、次のようになりま

す。①SDS（安全データシート）の見方を教えてほしい。

②GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）の絵表示について説明してほしい。

③使用している化学物質の法規制について教えてほしい。

④化学物質のリスクアセスメントの方法を教えてください。

⑤現在使用している化学物質を危険性・有害性の低いものへの代替化について教えてください。

このような要求に対応するため訪問しますが、化学物質のリスクアセスメント

について、労働安全衛生法第57条の3では「政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。」と記載されています。この「危険性又は有害性等を調査しなければならない。」が、リスクアセスメントの義務化を規定していることとイコールであることがイメージできていない相談者もおります。

今回訪問した中で、外装塗装を行っている企業の代表者は、リスクアセスメントの方法を教えてくださいとの要求でした。

代表者に「従業員を現場に送りだすとき、注意や指示事項としてどのようにことを言いますか。」と質問すると、「作業現場の高い場所は地上5mから6mになるので足場を確保して、風向きを確認して作業するように」と指示していました。

この指示は、高所作業での墜落・転落防止、塗料に

よる有機溶剤中毒防止対策でリスクアセスメントと言えます。

リスクアセスメントで重要なことは、作業に対して対策を何もとらなかった場合、発生するおそれの重篤度を想定して可能な範囲で対策することです。

代表者は、日常的に行っている指示事項が大事なりリスクアセスメントであると理解していなかったようです。

4月1日現在、新型コロナウイルスにより、飲食店やホテル業にとどまらず産業界全体が活気を失っています。各種製造業も部品の流通ストッパーにより稼働率低下または操業停止に追い込まれています。

日本は、過去に数回、直近ではリーマンショック後に景気が低迷して多くの業界で稼働率を低下せざるを得ない状況になりました。このような状況下でピンチをチャンスに変えた製造業の企業もあります。その施

策の1つは、通常は制約された時間の中で行っていた社員教育に十分な時間を確保して安全衛生教育や5S活動（整理、整頓、清掃、清潔、躰）の目的とその効果を説明したこと

です。効果として、活動の必要性を認識させ、具体的活動として5S活動の一環で在庫整理を行いました。効果として、スリム化したことで備品類の見える化が図られ、不安全状態が解消され、作業者の行動も安定するようになり、生産性の向上に繋がりました。

「化学物質リスクアセスメントの訪問支援」は、第13次労働災害防止計画の重点事項の「化学物質等による健康障害防止対策の推進」に基づき、2020年度も事業化されました。

今年度の活動は、今まで蓄えたノウハウをフル活用して相談者の要求にピンポイントで対応し、事業活動の役に立てるようにしたいと考えております。

受動喫煙防止対策事業のコーディネーター

矢崎先生に聞きました

昨年度に続いて、今年度（令和元年）も厚生労働省委託事業「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援業務」を実施し、令和2年3月に終了いたしました。

神奈川支部が行った業務は研修会の開催、社内研修等への講師派遣及び喫煙室設置相談等の実地指導です。先ず研修会開催状況ですが、参加者は約90名で盛況でした。研修会の内容は、助成金制度の説明、施設・設備等の技術的事項、健康への有害性、対策に取り組んだ事業場の事例紹介等を各々専門の講師が担当しました。

中小企業向け助成金制度は利用希望者の参加も多かったようですが、書類申請の資料が多く、参加者からは記入資料が多すぎるという声もありました。

健康への有害性については、加熱式タバコの影響や三次喫煙等比較的最近の知見に關しての質問もあり、技術的事項は現実的問題として喫煙室設置のための具休策や測定方法も詳しく知りたい等の要望もありました。

社内研修の講師派遣は管理監督者や社員向けの教育が主体であり、内容は健康増進法や職場における受動喫煙防止のためのガイドライン等の理解を促し、目的は望まない受動喫煙を減らすためです。

現地での実地指導は既存の喫煙室について法的な条件である技術的基準3項目が満たされていることの確認等適正な喫煙室運用に關する実地指導でした。

厚生労働省の労働安全衛生調査によると、職場の受動喫煙防止対策に取り組ん

でいる事業所の割合は、2012年度は81・8%であったものが、2018年度は88・5%に上昇しています。

これは、2014年に労働安全衛生法の一部が改正されて職場の受動喫煙防止が事業者の努力義務となり、2018年に受動喫煙に關連する健康増進法の一部が改正となり、更に2019年に「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」も改正となり、各事業所の取り組みは着実に進展しているものと推測されます。

また国の施策と連動して東京都や神奈川県等も受動喫煙防止対策を展開しており、特に健康影響を受けやすい20歳未満の子供や、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員や、その他多くの人々を受動喫煙から守る観点でルールを定めて各々展開しております。その中で東京都は補助事業として中小飲食店・宿泊施設を対

象に喫煙専用室の設置に係る経費の補助を行い、更に電話や実地による相談支援や気流測定等の調査も行っており、神奈川支部も数名が相談支援に参画しています。

神奈川県内の活動に關しては、令和元年度に横浜市の入札参加審査に合格し、名簿に登録されましたので、神奈川支部として独自に入札に参加可能となりました。

改正健康増進法は望まない受動喫煙の防止を図るために二人以上の者が利用するすべての施設に対して管理権限者（方針の判断、決定を行う立場にある者）が講ずべき措置などを定めており、学校や病院などの子供や患者等が主たる利用者となる施設や行政機関の庁舎等を第一種施設、これら以外の事務所や工場、飲食店等を第二種施設に分類しています。特徴として第一種施設は敷地内禁煙（一部屋外喫煙場所の設置可）、第二種施設は原則屋内禁煙

（但し、喫煙専用室設置可）としていきます。しかし国や職場の受動喫煙防止対策は進んでいるとはいえ、我が国の喫煙率は主要先進国と比較しても男性は29・4%と高い傾向にあります（アメリカ2・6%、イギリス24・7%（WHO統計2018年版））。

今後は受動喫煙防止対策を契機にして喫煙者及び非喫煙者両面からのたばこによる健康影響をより積極的に考えていくべきと思えます。

技術的基準3項目

- ① 出入り口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう壁、天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること